

## *In brief*

# An overview of financial reporting developments

No. 2012-12  
May 24, 2012

## *FASBおよびIASBが、原則主義に基づく投資企業の定義に合意*

### 最新の動向

米国財務会計基準審議会 (FASB) と国際会計基準審議会 (IASB) (以下、「両審議会」) は、2012年5月21日に会議を開き、投資企業の定義に関するプロジェクトについて初めて再審議を行い、以下の2項目について討議しました。

- (1) IASBは、企業ベースのアプローチを継続するのか、資産ベースのアプローチを適用するのか
- (2) (投資企業の) 定義を適用する際のアプローチ、ならびに関連する規準と適用ガイダンスへの変更の必要性

予想どおり、IASBは当該プロジェクトにおいて、企業ベースのアプローチを継続させることを決定しました。両審議会は、投資企業としての適格要件として、公開草案のような一連の一定要件を求めないことに合意し、代わりに原則主義に基づく定義および追加の適用ガイダンスを提案しています。

### 主な決定事項

両審議会はいくつかの方法を検討しましたが、最終的には、原則主義に基づいて投資企業を定義するアプローチを支持しました。しかしながら、定義の具体的な文言、および企業が投資企業の定義を満たしているか否かを判断する際に考慮すべき追加要素の適用に関して、両審議会の間にはいくつかの差異があります。

IASBは、彼らの目標は、企業が被投資企業を公正価値で報告することが適切であると最終的に判断された場合に使用すべき例外規定の範囲を狭くすることであるとしています。この例外は、被投資企業を連結する原則や持分法で会計処理するという原則に対するものです。その結果として、IASBは、投資企業の定義に公正価値に基づく管理を含めること、また投資リターンの牽引役の1つに資本増価があること(および、それに伴い出口戦略があること)を求める予定です。

反対に、FASBは、公正価値に基づく管理の要求事項を定義には含めず、代わりに、考慮すべき要素として適用ガイダンスに残すことにしています。適用ガイダンスには、企業が投資者とどのように取引を行っているか、また資産ベースの報酬がどのように計算されているか、という考慮事項も含まれる予定です。FASBは、さらに、資本増価および投資収益の両方が投資リターンの牽引役であるケースに加えて、投資収益のみが牽引役であるケースも容認しています。

両審議会は、投資および投資者の数、関連当事者である投資者、ならびに所有持分など、適用ガイダン

スに含める追加要素について検討しました。今回の会議ではこれらについての最終決定はありませんでした。両審議会は、スタッフに対して、定義において「グレーゾーン」に該当する企業が、どのようにこれらの要素に重点を置かを示す設例も含め、追加的なリサーチを行うよう指示しました。両審議会が修正することを決めた適用ガイダンスのうち注目すべきものとしては、他に以下などがあります。

### 両審議会による決定事項

- 被支配企業間の取引は禁止されない。(投資活動の性質)
- 企業は、別個の法的主体である必要はない。(報告企業)
- 適用ガイダンスの中のひとつの概念である「in conjunction(〜と一緒に)」という文言は、当該ガイダンスを適用するためには、複数のファンドが同時に設立されていなければならないことを意図していない。
- 単一の投資者として、または単一の投資ファンドとして、法律上、規制上、もしくは税務上の事由以外の事業目的のために、ある企業が別のファンドと一緒に設立される場合がある(ただし両ファンドが投資企業の定義を満たす場合に限り)。

### IASBのみの決定事項

- 企業は、投資関連サービスが実質的でないことを条件に、当該サービスを第三者に提供することが容認される。(投資活動の性質)
- 被投資企業の日常的な経営管理を実施することによって、投資企業として不適格ということにはならない。(投資活動の性質)
- 企業は、すべての投資について出口戦略を有することが要求されるが、個別の投資レベルではなくポートフォリオ・レベルで評価される場合がある。(明確な事業目的)

### コンバージェンスは達成されるか？

上記の適用範囲に関する両審議会の差異に加えて、まだ対応されていない差異がいくつかあります。PwCは、IASBが法定規制対象のファンドに救済措置を与えるかどうか、他の投資企業に対する支配財務持分をどのように会計処理するか、および投資企業ではない親会社が投資企業に対する特別な会計処理を保持するか、などの論点について、両審議会が今後の会議で議論するものと考えています。

### 発効日は？

発効日はまだ決定されていません。現在提案されているように、早期適用は認められないでしょう(訳者注: FASBの公開草案では早期適用は禁止されているが、IASBの公開草案では早期適用は禁止されていない)。

### 次のステップは？

PwCは、両審議会は、2012年末までに最終基準を公表することを目標に、今後数カ月間は継続して当プロジェクトの再審議をするであろうと予想しています。特に、IFRS第10号の発効日が2013年であることを考慮すれば、今年中に最終基準を公表する必要があると、IASBは指摘しています。

---

*In brief* is designed to provide a timely, high-level overview of significant financial reporting developments. It is issued by the National Professional Services Group of PwC. This publication is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, register for CFOdirect Network ([www.cfodirect.pwc.com](http://www.cfodirect.pwc.com)), PwC's online resource for financial executives.

© 2012 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.